

○二宮町総合計画審議会条例

平成8年3月28日条例第1号

二宮町総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本町の総合計画等に関する事項について調査及び審議するため、二宮町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 二宮町総合計画に関すること。
- (2) 総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。）に関すること。
- (3) 二宮町国土強靱化地域計画に関すること。
- (4) 二宮町行政改革に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町教育委員会の委員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内
- (4) 町の区域内の公共的団体等の代表者 4人以内
- (5) 学識経験を有する者 6人以内
- (6) 公募の町民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年9月22日条例第18号)

この条例は、平成11年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月22日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月15日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月9日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日条例第9号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月21日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(二宮町行政改革検討委員会条例の廃止)

2 二宮町行政改革検討委員会条例は廃止する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

3 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和31年二宮町条例第60号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和4年3月3日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。